二　前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第七条の見出し中「無料船員職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者」に改める。

第十二条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため」を、「地方運輸局長」の下に「から」を加え、「調査報告」を「調査報告等」に、「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大すること」を「情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう」に改める。

第十八条を次のように改める。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第十八条　地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報（同項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

２　地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第十九条第一項中「地方運輸局長は」を「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」に改め、「必要な範囲内で」の下に「、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条第二項中「地方運輸局長」の下に「及び求人者」を加える。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「けい船」を「係船」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「けい船」を「係船」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第二章第二節中同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（求人者への通知）

第二十条　地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一　当該あつせんに係る求職者の氏名

二　当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号。以下この条において「船舶職員法」という。）第四条第一項に規定する海技免許（次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。）の取得の有無

三　当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴限定、同条第四項に規定する船橋当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定（第七十四条第四号において「履歴限定等」という。）の内容

四　当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許（次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。）の取得の有無

五　当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許（次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。）であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第二項に規定する技能限定（第七十四条第六号において「技能限定」という。）の内容

六　当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定（第七十四条第七号において「履歴限定」という。）の内容

七　当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無

イ　船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書

ロ　船舶職員法第八十三条の六第二項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）に規定する修了証明書

ハ　船舶職員法第百十七条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

ニ　船舶職員法第百十七条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ　船舶職員法第百十七条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ　船舶職員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書

八　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第三十二条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　地方公共団体の行う船員職業紹介

（地方公共団体の行う船員職業紹介）

第三十二条　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

２　特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

３　特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲（以下「取扱職務等の範囲」という。）を定めることができる。

一　職員（船員法第三条第一項に規定する職員をいう。）又は部員の別

二　商船又は漁船の別

（事業の廃止）

第三十二条の二　特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第三十二条の三　特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職務等の範囲の明示等）

第三十二条の四　特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（船員職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。